

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ダウンロード違法化の削除
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>著作権法 第三十条 第1項 第3号、ダウンロード違法化成立及び施行に伴い、「情報の受け手」も取締りの対象となった。(罰則はないが) ネット上における受け手は、一つの情報に対して一人ではない。一つの情報やデータは、何万にも人物が受け取ることもある。</p> <p>従来までの法律であれば、取り締まりの対象は提供者のみであったが、違法化に伴い取締り対象が数万数十万に及ぶ事もありえる。</p> <p>そもそもの話として、同改正案成立前の状態でも十分に、著作権法違反を行った人物を処罰する事は十分可能であったはずだ。</p> <p>また、違法と分かってダウンロードしたかは、まさに「内心の自由」に寄るところであるため、証明をする事はほぼ不可能であるし、恣意的な自白の強要にも繋がる。</p> <p>また、ダウンロード物一つで逮捕に怯える環境下では、日本における今後のインターネット文化の発展を阻害する事にも成りかねない。</p> <p>違法化成立前には、知的財産戦略本部がパブリックコメントを募集しており、インターネット一般利用者を中心に、ダウンロード違法化に否定的な意見が多数寄せられている。</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html</p> <p>同法案は即刻削除すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ダウンロード違法化 (著作権法 第三十条 第1項 第3号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ダウンロード違法化 (著作権法 第三十条 第1項 第3号) の削除